

古川東中学校及び古川南中学校給食調理業務
公募型プロポーザル実施要領

1 趣旨

古川東中学校及び古川南中学校の給食調理業務を委託するにあたり、事業者の持つ技術力や専門性等を活用し、食育や地産地消の推進などよりよい学校給食事業の運営を図るため、公募型プロポーザル方式により、最も適格と判断される事業者を選定するために必要な事項を定めるものである。

2 業務の概要

(1) 業務名

古川東中学校及び古川南中学校給食調理業務

(2) 業務場所の概要

施設名	大崎市立古川東中学校	大崎市立古川南中学校
所在地	大崎市古川旭四丁目5番1号	大崎市古川穂波三丁目6番47号
給食室建設年月	平成1年12月、平成26年2月改築	平成18年4月
建物構造	鉄筋コンクリート造平屋建	鉄骨造2階建（給食室は1階）
延床面積	157.5㎡	319㎡
システム	ウェット方式をドライ運用 ガス及び電気併用	ドライシステム ガス及び電気併用
調理能力	655食／日程度	475食／日程度

(3) 業務内容

「古川東中学校及び古川南中学校給食調理業務仕様書」のとおり

(4) 業務委託期間

令和9年4月1日から令和14年3月31日まで（5年間）

(5) 見積限度額（消費税及び地方消費税を除く）

241,145,000円

3 参加資格

- (1) 大崎市入札参加業者登録簿（業務代行－給食）に登録されている事業者であること。
- (2) 市の指名停止を受けている期間中でないこと。
- (3) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4第1項及び第2項各号の規定に該当しないものであること。
- (4) 緊急時に迅速な対応ができる体制が必要であるため、宮城県内に本社（店）、支社（店）、営業所等を有していること。
- (5) 製造物責任（PL）法に基づく、生産物賠償責任保険に加入していること。

- (6) 学校給食施設の大量調理業務（1日750食以上）の受託実績があること。
- (7) 過去3年以内に、学校給食業務において、食品衛生法に基づく行政処分を受けていないこと。

4 実施要領に関する質問及び回答

(1) 受付期間

令和8年8月27日（木）～令和8年9月4日（金）午後2時まで

(2) 受付先

大崎市教育委員会 教育部教育総務課

電子メール：ed-soumu@city.osaki.miyagi.jp

(3) 質問方法

質問書（様式2号）に内容を簡潔に記載し、電子メール（電子メール以外での質問は受付しない）にてワード様式で提出すること。

(4) 回答の方法

提出された質問に対する回答は、令和8年9月9日（水）午後5時までに大崎市公式ホームページに掲載する。

5 提出書類

(1) 参加表明書

プロポーザルに参加しようとする者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

① 公募型プロポーザル参加表明書（様式第1号） 1部

② 事業者概要（様式第3号） 1部

(2) 企画提案書

参加資格確認結果通知を受け取った者は、次に掲げる書類を作成し提出すること。

① 企画提案書（様式第4号） 1部

② 企画提案書（A4任意様式） 15部（正本1部、副本14部）

ア 企画提案書については様式第4号を表紙として、これに企画提案書を綴り込んだものとし、左上1か所のみをホッチキス留めすること。

イ 「古川東中学校及び古川南中学校給食調理業務仕様書」をもとに、本実施要領「10ー（3）評価基準」の視点を踏まえた企画内容で提案すること。

ウ 用紙のサイズはA4判（A3判を三折りにしたものでも可）とする。ページ数は表紙を除き20ページ以内で可能な限り両面印刷とし、ページ番号をつけること。

③ 見積書及び積算内訳書（様式第5号） 1部

6 提出期限及び提出場所

(1) 提出期限

① 参加表明書 令和8年9月16日（水）午後2時まで

② 企画提案書 令和8年9月30日（水）午後2時まで

(2) 提出場所

郵便番号 989-6188 宮城県大崎市古川七日町1番1号

大崎市教育委員会 教育部教育総務課

電話 0229-23-2211

(3) 提出方法

持参の場合の受付は、土曜日、日曜日、祝日を除く日の午前8時30分から午後5時（最終日は午後2時）までとする。郵送の場合は、上記提出期限必着とする。

7 参加資格確認

事務局において、「5-（1）参加表明書」に掲げる書類について審査し、参加要件を満たしていることを確認する。

参加要件を満たしていることが確認された者に対して、令和8年9月18日（金）午後5時までにメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨を通知するとともに、企画提案書の提出を要請する。

また、参加要件を満たしていないとされた者に対しては、令和8年9月18日（金）午後5時までにメール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）によりその旨と理由を通知する。

8 参加表明後の辞退

参加表明書の提出後、参加を取りやめる場合は、参加辞退届（様式第6号）を提出すること。

(1) 参加辞退届の提出期限

令和8年10月15日（木）午後2時まで

(2) 提出場所

6（2）に同じ

(3) 提出方法

6（3）に同じ

9 審査の実施

大崎市学校給食調理等業務委託プロポーザル審査委員会（以下「委員会」という。）において、「5-（2）企画提案書」に掲げる書類について審査し、最優秀提案者を選定する。

なお、委員会は5名で構成するが、委員の氏名については選定における公平性を確保するため、審査後に公表するものとする。

審査結果については、確定後、参加者全員に対し郵送により通知するとともに、大崎市公式ホームページに掲載する。

10 審査の方法

提案者の選定は、委員会が下記（３）の評価基準に基づき審査する。

なお、審査並びにプレゼンテーション及びヒアリング（以下、「ヒアリング等」という。）は非公開とする。

（１）審査に伴うヒアリング等の実施

- ① 委員会において企画提案書等を基にヒアリング等を実施する。
- ② ヒアリング等の日時は、令和８年１０月１６日（金）を予定している。
- ③ 詳細な日時等については、メール（参加表明書に記載された担当者のアドレス宛て）により通知する。

※ヒアリング等の順番は、企画提案書の受付順とする。

（２）審査

- ① 提出された企画提案書等及びヒアリング等の内容を評価基準に基づいて審査し、最優秀提案者及び優秀提案者（次点）を選定する。
- ② １提案者当たりの時間は、２５分以内とする。（企画提案書説明１０分程度、質疑応答１５分程度）
※企画提案書の補足として、評価項目 ３ の人的配置と研修体制と、 ５ の学校給食充実のための提案を中心に説明すること。その後、質疑応答を行う。説明用資料は、提出された企画提案と同内容のものとし、加筆修正はできない。
- ③ 出席者は１社３名までとする。
- ④ 資料をプロジェクター等を使用する場合には、提案者が準備すること。なお、スクリーンについては、本市で準備する。

（３）評価基準

評価項目	配点
１ 衛生管理体制 (１) 文部科学省の学校給食衛生管理基準などの各種法令を遵守し、衛生管理を徹底するための具体策があるか。 (２) 衛生管理の徹底（加熱時間、温度）と食味とのバランスの中で、どのように安心安全でおいしい給食づくりに取り組んでいくのか。	１５点
２ 危機管理体制 (１) 食中毒や様々な感染症、災害、アレルギー対応食の誤配、異物混入などが発生した場合の対応・対策は十分か。 (２) 過去にヒヤリハット事例等があれば、その内容と改善策はどうだったか。 (３) 急な給食停止時の食品ロスを削減するために協力できる体制があるか。	１５点

3 人的配置と研修体制 (1) 人員配置は、資格、人数、代替配置など適正か。 (2) 職員の教育や研修、技術向上のための方策について、どのように考えているか。 (3) S D G s の観点から、食品ロス、省エネについてどう取り組むのか (4) 本市在住の人材の雇用に努めているか。	25点
4 情報の共有・伝達体制 (1) 教育委員会、学校など、事業実施に必要な関係機関とどのように連携を図っていくのか。 (2) 現場の業務及び職員を適切に管理できる体制か。	10点
5 学校給食充実のための提案 (1) 食育や地産地消の充実のための工夫など、学校給食の充実のために協力できることはあるか。	20点
6 見積金額 (1) 見積限度額に対する見積金額の割合がどの程度か。価格の幅により5段階で評価点を配点する。 (2) 業務の質を確保するため、最低金額を設定する。	15点
合 計	100点

1.1 契約相手方の決定

最優秀提案者との間で協議が成立した場合は、契約相手方として決定する。しかし、最優秀提案者との間で契約締結に至らなかった場合には、優秀提案者（次点）と協議を行い、協議が成立した場合は契約相手方として決定する。

1.2 企画提案書等の取り扱い

- (1) 提出後の企画提案書等の訂正及び再提出は認めない。
- (2) 著作権は各提案者に帰属する。
- (3) 提案された企画提案書等は、原則非公開とする。ただし、大崎市情報公開条例（平成19年条例第3号）等に基づく開示請求があった場合には、提案者に開示に係る意見書提出の機会を付与した上で開示する場合がある。
- (4) 提出された企画提案書等は返却しない。
- (5) 提出された企画提案書等は審査に必要な範囲で複製する場合がある。
- (6) 提出された企画提案書等は提案内容の評価以外に提案者に無断で使用しない。

1.3 その他

- (1) 企画提案書等の作成等、本プロポーザルに要する費用は全て提案者の負担とする。

(2) 審査内容に関する問い合わせには応じない。また、審査結果に対する異議申し立ては受け付けない。

(3) 失格事項

次のいずれかに該当する場合は、失格若しくは無効とする。

- ① 応募資格申請書の提出時から契約までの期間に、応募事業者が会社更生法の適用を受けるなど、契約の履行が困難と認められるに至った場合。
- ② 同一事項に対し、二通り以上の書類が提出された場合。
- ③ 審査の公平性の確保に影響を及ぼす行為があったと認められる場合。
- ④ 著しく信義に反する行為があった場合。
- ⑤ 提出方法、提出先及び提出期限に適合しない場合。
- ⑥ 記載すべき事項の全部又は一部が記載されていない場合。
- ⑦ 提出書類に虚偽の記載をした場合、その他不正の行為があった場合。
- ⑧ 見積書の内容と提案書等の内容が相違している場合。
- ⑨ 見積金額が設定された上限額を超えている場合。
- ⑩ 必要な書類が提出されない場合。
- ⑪ 審査会の指定した時間に遅れた場合、又は出席しなかった場合。
- ⑫ その他、定める手続き又は方法等を遵守しない場合。

1.4 スケジュール

本プロポーザルのスケジュールは、以下の表のとおりとする。ただし、各実施日については、本市の事務上の都合により変更できるものとする。

内 容	日 時
公告・実施要領の配布開始	令和8年8月27日（木）
実施要領等質問の受付期限	令和8年9月4日（金）午後2時
実施要領等質問の回答期限	令和8年9月9日（水）午後5時
参加表明受付期限	令和8年9月16日（水）午後2時
参加資格確認結果通知	令和8年9月18日（金）午後5時
企画提案書等提出期限	令和8年9月30日（水）午後2時必着
参加業者への審査会通知書の送付	令和8年10月6日（火）
プロポーザル審査と優先交渉権者の決定	令和8年10月16日（金）
参加業者への審査結果通知	令和8年10月下旬（予定）
契約	令和8年12月中旬（予定）